

改正案

現行

<p>（特定労働金庫代理業者の休日）                  第七条の二（略）</p> <p>2 前項に定める日のほか、特定労働金庫代理業者（法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。</p> <p>一 特定労働金庫代理業者の特定労働金庫代理行為（法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理行為をいう。以下この号において同じ。）を行わない営業所等（特定労働金庫代理行為を行う営業所等の当該特定労働金庫代理行為を行う施設以外の施設を含む。）                  前項に定める日以外の日</p> <p>二 前号に掲げる営業所等以外の特定労働金庫代理業者の営業所等                  当該営業所等の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所等の休日としても労働金庫代理業の健全かつ適切な運営を</p>	<p>（特定労働金庫代理業者の休日）                  第七条の二（略）</p> <p>2 前項に定める日のほか、特定労働金庫代理業者（法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理業者をいう。）の特定労働金庫代理行為（同項に規定する特定労働金庫代理行為をいう。以下この項において同じ。）を行わない営業所又は事務所（特定労働金庫代理行為を行う営業所又は事務所の当該特定労働金庫代理行為を行う施設以外の施設を含む。）は、前項に定める日以外の日を休日とすることができる。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
--	--

妨げるおそれがないものとして当該営業所等につき金融庁長官及び厚生労働大臣が承認した日

3 特定労働金庫代理業者は、前項第二号に定める日とその営業所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示しなければならない。

(権限の委任)

第十条 法第九十八条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(次条第一項及び第四項、第十条の三第一項及び第四項並びに第十一条第一項において「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、労働金庫に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一〇三 (略)

第十条の二 次に掲げる長官権限は、法第八十九条の三第一項の許可を受けようとする者又は労働金庫代理業者(同条第三項に規定する労働金庫代理業者をいい、銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により労働金庫代理業者とみなされる金庫等(法第八十九条の四に規定する金庫等をいう。))を含む。以下同じ。)の主たる営業所又は事務所(以下この条及び第十一条から第十二条までにおいて「主

(新設)

(権限の委任)

第十条 法第九十八条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(次条第一項及び第四項、第十条の三第一項及び第四項並びに第十一条第一項において「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、労働金庫に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一〇三 (略)

第十条の二 次に掲げる長官権限は、法第八十九条の三第一項の許可を受けようとする者又は労働金庫代理業者(同条第三項に規定する労働金庫代理業者をいい、銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により労働金庫代理業者とみなされる金庫等(法第八十九条の四に規定する金庫等をいう。))を含む。以下同じ。)の主たる営業所又は事務所(以下この条及び第十一条から第十二条までにおいて「主

たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇三 (略)

四 銀行法第五十二条の四十二第一項の規定及び第七条の二第二項

第二号の規定による承認

五〇十 (略)

二〇五 (略)

(都道府県が処理する事務)

第十一条 長官権限及び法の規定(この政令の規定を含む。)による厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫及び一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者(その主たる営業所等が当該都道府県に所在する者に限る。)に関するものに限り、都道府県知事が行うこととする。ただし、第六号から第八号までに掲げる事務は、金融庁長官又は厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇三 (略)

四 第六条第二項第二号及び第七条の二第二項第二号の規定による

承認

五〇九 (略)

たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇三 (略)

四 銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認

五〇十 (略)

二〇五 (略)

(都道府県が処理する事務)

第十一条 長官権限及び法の規定(この政令の規定を含む。)による厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫及び一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者(その主たる営業所等が当該都道府県に所在する者に限る。)に関するものに限り、都道府県知事が行うこととする。ただし、第六号から第八号までに掲げる事務は、金融庁長官又は厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇三 (略)

四 第六条第二項第二号の規定による承認

五〇九 (略)

2  
~  
4

(略)

2  
~  
4

(略)